協議項目13 「慣行の取扱いに関すること」

協議項目13 「慣行の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成15年5月27日提出

前橋広域市町村合併協議会 会長 萩 原 弥惣治

慣行の取扱い

- 1 市章 前橋市の制度に統一する。
- 2 市民憲章

前橋市の制度に統一する。

ただし、大胡町民憲章、宮城村民憲章及び粕川村民憲章は、それぞれ 大胡地区、宮城地区、粕川地区の憲章として継承していく。

3 市の木及び花

前橋市の制度に統一する。

ただし、宮城村の木及び粕川村の木、大胡町の花及び粕川村の花は、 それぞれ大胡地区、宮城地区、粕川地区の推奨の木及び花として伝承し ていく。

4 市の歌

前橋市の制度に統一する。

ただし、粕川村の歌は、粕川地区の愛唱歌として伝承していく。

1 市町村章

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
明治42年制定 旧藩主松平氏の馬印の「輪貫」 からとったもの。	制定はされいていない。 慣例として、「大」が5つで大 胡としている。	昭和54年制定 宮城の「ミ」の文字を図案化したもので、上の円は、はてしない大空と希望を、下の円は、赤城山麓に広がる村の大地を表現している。中央の横棒は村の無限なる発展を、全体の円は村民の和、協力、平和を意味している。	昭和43年制定 粕川の「か」の文字を円形に図 案化し人の和を表現している。粕 川の「川」の文字も意味し、清い 粕川の流れを表現している。

2 市町村民憲章

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
昭和58年7月制定 市内の場合である。 市内にはいかでする。 でである。 ののでは、1 でののでは、1 でののでは、1 でののでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、2 でのでは、3 でのでは、4 での	昭和たけ、	田本学 では、 田本学 では、 田本学 では、 日本 では、 は、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 では	昭和たちでは、 りした。 りした。 りした。 りした。 りした。 のでは、 ののでは、 のでは、 ののでは、

議案第13号参考資料

3 市町村の木及び花

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
昭和50年4月制定	昭和60年5月制定	昭和 5 6 年 1 2 月制定	昭和59年9月制定
前橋市の木 けやき、いちょう	大胡町の木 けやき	宮城村の木 もみじ	粕川村の木 くろまつ
前橋市の花 ばら、つつじ	大胡町の花 さつき	宮城村の花 つつじ	粕川村の花 きく

4 市町村の歌

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
昭和57年11月制定 交声曲 「赤城嶺に」 作詞 和田 利男 作曲 川崎 祥悦	なし	なし	昭和39年11月制定 「粕川の歌」 作詞 真下 章 作曲 西川 事子

5 先進地事例

福山市	新発田市	
(市章) 福山市章を適用する。		
(市民憲章) 福山市民憲章を適用する。	(市民憲章) 豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。	
(市の花及び木) 福山市の花及び木を適用する。 ただし、新市町の花である「キク」については、福山市の市の花に追加、新市町の木である「モッコク」については、推奨の木とする。	(市の木・花・鳥) 新発田市の制度に統一する。 ただし、豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花とし て伝承していく。	
	(市の歌) 新発田市の制度に統一する。 ただし、豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承 していく。	